

## 国立大学法人群馬大学研究活動の透明性の確保に係る情報に関する取扱要領

令和 6. 2. 21 制定

### (目的)

第1 この要領は、国立大学法人群馬大学研究インテグリティの確保に関する規程（令和6年2月 日制定）（以下「規程」という。）第14条に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究活動の透明性の確保に係る情報の取扱いに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領において「研究者等」とは、規程第2条第2項に定めるところによる。

### (研究者等による報告)

第3 研究者等は規程第11条に定める責務の一環として、次の各号の情報を研究インテグリティ・マネジメント委員会に報告するものとする。

- (1) 他の大学等から授与される名誉教授等の称号
- (2) 外国の人材登用プログラムへの参加
- (3) その他雇用契約、兼業許可又は届出を要しない他の機関における役職

2 前項の報告の方法については、別に定める。

### (事務)

第4 研究活動の透明性の確保に係る情報に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

### (要領の改廃)

第5 この要領の改廃は、研究インテグリティ・マネジメント委員会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この要領は、令和6年2月21日から施行する。